



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
実行委員会

第15回総務企画専門委員会

書面開催資料

書面開催日：令和6年7月12日（金）



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第15回総務企画専門委員会資料

目 次

| | |
|--------------------------------|-----|
| ○ 書面開催項目 | P 1 |
| ○ 委員名簿 | P 2 |
| ○ 総務企画専門委員会委員の変更 | P 3 |
| ○ 説明・報告事項 | |
| 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過 | P 4 |
| 2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項 | P 5 |
| ○ 審議事項 | |
| 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム実施要項（案） | P 6 |
| ○ 参考資料 | |
| 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項 | 別冊 |

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会
第15回総務企画専門委員会 項目

- 説明・報告事項
 - 1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ準備経過
 - 2 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

- 審議事項
 - 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム実施要項（案）

総務企画専門委員会 委員名簿

(令和6年7月2日現在)

| 分野 | 機関・団体名及び役職名 | 氏名 |
|-----------|--------------------------------------|--------------------|
| 市町村関係 | 青森県市長会 事務局長 | たてやま しん 館山 新 |
| | 青森県町村会 常務理事兼事務局長 | はらた けいち 原田 啓一 |
| 体育・スポーツ関係 | 公益財団法人青森県スポーツ協会 専務理事 | ◎ うの たけし 宇野 武 |
| | 青森県スポーツ推進審議会 委員 | ますだ あけみ 増田 あけみ |
| | 特定非営利活動法人 青森県スポーツ・レクリエーション連盟 事務局長 | かさい のりこ 葛西 のり子 |
| 学校関係 | 青森県高等学校体育連盟 副会長 | みうら まこと 三浦 真 |
| | 青森県中学校体育連盟 副会長 | おおとも ひろふみ 大友 啓文 |
| 福祉・障がい者関係 | 特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会 事務局長 | ふくさわ かずひこ 福沢 和彦 |
| 学識経験者 | 青森明の星短期大学 学長 | ○ はなだ しん 花田 慎 |
| 経済・産業関係 | 青森県商工会議所連合会 事務局長 | すずき ただす 鈴木 匡 |
| | 青森県商工会連合会 事務局長 | ときた よしあき 時田 佳明 |
| 県関係 | 青森県財務部市町村課 課長 | ほし こうじろう 星 康二郎 |
| | 青森県総合政策部総合政策課 課長 | たざわ けんご 田澤 謙吾 |
| | 青森県健康医療福祉部障がい福祉課 課長 | ちだ あきひろ 千田 昭裕 |
| | 青森県観光交流推進部観光政策課 課長 | くどう やすまさ 工藤 泰正 |
| | 青森県教育庁スポーツ健康課 課長 | さかもと たけひろ 坂本 雄大 |

◎委員長、○副委員長 (順不同、敬称略)

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会 総務企画専門委員会委員の変更

令和6年7月2日現在

| 分野 | 機関・団体名及び役職名 | 新任者 | 旧任者 | 変更年月日 |
|---------------|----------------------|-------|-------|-----------|
| 市町村関係 | 青森県市長会 事務局長 | 舘山 新 | 小鹿 継仁 | 令和6年4月1日 |
| 体育・ スポーツ関係 | 公益財団法人青森県スポーツ協会 専務理事 | 宇野 武 | 小笠原 博 | 令和6年6月25日 |
| 学校関係 | 青森県高等学校体育連盟 副会長 | 三浦 真 | 長尾 眞理 | 令和6年4月1日 |
| 学識経験者 | 青森明の星短期大学 学長 | 花田 慎 | 戸塚 学 | 令和6年6月25日 |
| 経済・ 産業関係 | 青森県商工会議所連合会 事務局長 | 鈴木 匡 | 斉藤 尚 | 令和6年4月1日 |
| 県関係 | 青森県総合政策部総合政策課 課長 | 田澤 謙吾 | 奥田 昌範 | 令和6年4月1日 |
| 県関係 | 青森県健康医療福祉部障がい福祉課 課長 | 千田 昭裕 | 櫻庭 仁明 | 令和6年4月1日 |
| 県関係 | 青森県教育庁スポーツ健康課 課長 | 坂本 雄大 | 伊藤 明德 | 令和6年4月1日 |

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ準備経過

第14回総務企画専門委員会（令和6年1月31日）開催以降の準備経過は以下のとおりである。

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------|---|
| 令和6年2月14日 | 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第6回式典専門委員会を開催 |
| 2月19日 | 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会を開催 |
| 3月 1日 | 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第2回常任委員会を開催（書面決議） |
| 5月29日 | 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第13回広報・県民運動専門委員会を開催 |
| 5月31日 | 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会第14回競技運営専門委員会を開催 |

※これまでの準備経過につきましては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポホームページに掲載しておりますので、御覧ください。



青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会決定事項

第14回総務企画専門委員会（令和6年1月31日）以降に開催した常任委員会での決定事項は、下記のとおりである。

記

1 第2回常任委員会決定事項【令和6年3月1日書面決議】

- ・青の煌めきあおもり国スポデモンストレーションスポーツ競技会場の変更
- ・青の煌めきあおもり障スポ競技会場の変更

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム 実施要項改正について

1 文化プログラム事業の申込み

事業実施者が文化プログラム事業を実施しようとするときの申込み期間を、令和5(2023)年7月1日から令和7(2025)年3月31日までに改正する。

(改正前) 令和5(2023)年7月1日から令和6(2024)年3月31日

(改正後) 令和5(2023)年7月1日から令和7(2025)年3月31日

2 名称等の表示

(1) 名称及びロゴマークの表示について

文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示することができるものとするに改正する。

(改正前) 表示するものとする。

(改正後) 表示することができるものとする。

(2) ロゴマーク

ロゴマークを追加する。

(改正前) ロゴマーク (記載内容及び縦横比率の変更不可)



(改正後) ロゴマーク (記載内容及び縦横比率の変更不可)



青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム実施要項（案）

1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）及び第25回全国障害者スポーツ大会（以下「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」という。）に参加することで、開催気運を盛り上げ、県民総参加の青の煌めきあおもり国スポ・障スポをめざすとともに、あおもりの自然・歴史・文化・食・物産等のあらゆる魅力について全国へ発信するため、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業（以下「文化プログラム事業」という。）」の実施に係る必要な事項を定める。

2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

(1) 事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- ① スポーツに関連する文化・芸術事業
- ② 文化・芸術活動など、青森県の多彩な魅力を発信する事業
- ③ その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業

(2) 一般に公開されるものであること。

(3) 原則として、青森県内で開催されるものであること。

(4) 令和8(2026)年1月1日から令和8(2026)年12月31日までの期間内に行われるものであること。

3 事業実施者

文化プログラム事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、青森県（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会

(2) 青森県内の市町村（青の煌めきあおもり国スポ・障スポ市町村実行委員会を含む。）

(3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

4 申込みの手続き等

(1) 申込み

事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和5(2023)年7月1日から令和7(2025)年3月31日までに「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書（様式第1号）」を実行委員会に提出するものとする。

(2) 審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民スポーツ大会委員会（以下「国スポ委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録等

実行委員会は、国スポ委員会が前号の申請を承認したときは、当該事業を文化プログラム事業として登録し、これを「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により事業実施者に通知する。

(4) 実施事業の変更

事業実施者は、文化プログラム事業として登録された事業概要を変更（会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更*、事業の廃止等）するときは、あらかじめ「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを事業実施者に通知する。

なお、会場地、事業名、期日、会場、事業内容の変更*、事業の廃止があるとき、実行委員会は、国スポ委員会の変更承認を受けることとする。

*事業名が変わるような大幅な内容変更を指します。

(5) 実績報告

事業実施者は、事業終了後1か月以内に「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を実行委員会に提出するものとする。

5 名称等の表示

事業実施者は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示することができるものとする。

(1) 名称（書体及び文字サイズ変更可）

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業

(2) ロゴマーク（記載内容及び縦横比率の変更不可）



6 その他

文化プログラム事業の実施に要する経費は、事業実施者の負担とする。

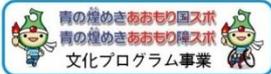
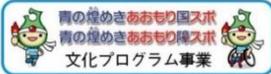
附 則

この要項は、令和3年11月26日から施行する。

この要項は、令和5年8月31日から施行する。

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム実施要項 新旧対照表（案）

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>1～3 略</p> <p>4 申込みの手続き等 （1）申込み 事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和5（2023）年7月1日から令和7（2025）年3月31日までに「青の煌（きら）めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書（様式第1号）」を実行委員会に提出するものとする。</p> <p>4（2）～（5） 略</p> <p>5 名称等の表示 事業実施者は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示する<u>ことができる</u>ものとする。</p> <p>5（1） 略</p> <p>（2）ロゴマーク（記載内容及び縦横比率の変更不可）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>6 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この要項は、令和3年11月26日から施行する。</u> <u>この要項は、令和5年8月31日から施行する。</u> <u>この要項は、令和6年 月 日から施行する。</u></p> | <p>1～3 略</p> <p>4 申込みの手続き等 （1）申込み 事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和5（2023）年7月1日から令和6（2024）年3月31日までに「青の煌（きら）めきあおもり国スポ・障スポ文化プログラム事業申込書（様式第1号）」を実行委員会に提出するものとする。</p> <p>4（2）～（5） 略</p> <p>5 名称等の表示 事業実施者は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示するものとする。</p> <p>5（1） 略</p> <p>（2）ロゴマーク（記載内容及び縦横比率の変更不可）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> |